

高橋・只木ゼミ前期第1問検察側反対尋問レジュメ

文責:3班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側レジュメ 1 頁 30 行目において、「作為義務が社会的諸関係により生ずる」として
いるが、その根拠は何か。
2. 弁護側レジュメ 1 頁 30 行目において、「作為義務が社会的諸関係により生ずる」として
いるにもかかわらず、2 頁 3～4 行目において、「作為義務の実質的根拠は事実上の引き受
け行為に求められる」としているが、不作為者と被害者の人的関係を考慮しないのはなぜ
10 か。
3. 弁護側レジュメ 2 頁 7 行目において、「③法益に対する事実上の排他性の確保」という要
素が必要な根拠は何か。
4. 弁護側レジュメ 3 頁 1～2 行目において、「甲は、日常的に A に暴力をふるっており、か
つ A が死んでもかまわないと思っている」とあるが、このような事情があるにもかかわらず、
15 「法益の維持・存続を図る行為の開始」がないと、殺人罪の成立が肯定されないとする
のは不合理でないか。

以上